

2020 年 9 月 23 日

株式会社ダイセル

当社製品(エクオール)に関連する特許権侵害訴訟判決(勝訴)のお知らせ

株式会社ダイセル(本社：大阪市北区、代表取締役社長：小河義美、以下「ダイセル」)を被告として提起された特許権侵害差止請求訴訟(平成 30 年(ワ)第 18555 号)において、2020 年 9 月 17 日に東京地方裁判所よりダイセルの勝訴とする判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

本訴訟は、大塚製薬株式会社(原告、本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井上眞、以下「大塚製薬」)が、ダイセルのエクオール製品「フラボセル®EQ-5」の製法およびこれを原料とする別企業の製品が、大塚製薬保有の特許権(特許 6275313 号)を侵害するとして、ダイセルなどに対して製品の差止を求め、2018 年 6 月 11 日に東京地方裁判所に提訴したものです*。

2020 年 9 月 17 日の判決では、ダイセルの製法が大塚製薬の特許権を侵害しないというダイセルの主張が認められて大塚製薬の請求が棄却され、ダイセルの勝訴となりました。

当社は従来から、特許権など知的財産を重要な経営資源と位置づけ、知的財産を事業・研究開発活動と密に連携させております。また当社は、第三者の正当な知的財産権を尊重するとともに、第三者に対しても、当社の知的財産権について尊重を求めています。今後も、特許事件に対しては毅然とした態度で臨む所存です。当社は引き続き、お客様に対して製品の安定供給を続けてまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ダイセル

IR・広報室

TEL : 03-6711-8121

*当社が 2019 年 1 月 28 日および 2020 年 6 月 25 日にプレスリリースを行った訴訟案件とは異なります。